

海外に出向していた人に退職金を払ったとき

Q.海外に出向した人が退職した場合、課税はどうか？

「海外出向した人が、そのまま現地で退職した場合、日本から払う退職金の課税はどうか。」

A.国内源泉所得部分について、20.42%の源泉徴収が必要です。

① 支払う(会社)側の処理

海外勤務中の社員に対して支給する退職金は、国内勤務期間に対応する金額＝国内源泉所得について、20.42%の税率で源泉徴収する必要があります。

② 受け取った人(退職者)の処理

国内源泉所得について、20.42%の税率で源泉徴収された退職金を受け取った人は、それに代えて、翌年1月1日以後に、確定申告書を提出することにより、既に源泉徴収された税額の一部または全部について還付を受けることができます(選択課税)。

Q.では、長期間の海外勤務後に帰国した従業員が退職した場合、課税はどうか？

A.帰国した従業員は、基本的には『居住者』となるため、退職金は通常の国内での退職金と同様の計算をして、課税することとなります。

Q.日本で勤務していた外国人が、退職後、母国に帰った後に支払った退職金の課税はどうか？

A.退職した日に居住者であれば、国内での退職金として通常の計算をします。

従業員の退職所得の収入金額の収入すべき時期は退職の日となります。

(所基通 36-10)

従って退職した日に日本にいれば、非居住者ではなく居住者として退職金から所得税を源泉徴収します。

※上記いずれのケースも、日本の課税関係について述べたものであり、相手国での課税関係には注意が必要です。